

社会福祉法人江別市社会福祉協議会の任意後見契約について

- (1) 見守り契約
- (2) 任意後見契約
- (3) 死後事務委任契約

※上記(1)～(3)について公正証書による契約締結を実施します。公正証書代は実費となります。

公正証書にて契約締結後は下記のとおりとなります。

※1 見守り契約

月1回程度、市民後見人養成講座を受けた後見支援員が訪問し、生活状況の確認等をさせていただきます。料金は月額3,000円となります。本人の判断能力がある間はこの方法で生活状況等を見守ります。

※2 任意後見契約

見守り契約中において、本人に判断能力の低下がみられた場合、江別市社会福祉協議会にて札幌家庭裁判所へ任意後見監督人の選任申立を行います。監督人が就いた時点で契約に基づく代理行為を江別市社会福祉協議会にて実施します。

報酬額は本人の預金額によって契約書にて取り決めます。江別市社会福祉協議会への報酬と合わせて任意後見監督人の報酬もかかります。任意後見監督人の報酬額については札幌家庭裁判所が決定します。

任意後見人発動後の報酬について

①預貯金額が1,000万円以下	金 <u>20,000円</u> ／月
②預貯金額が1,000万円以上2,500万円未満	金 <u>30,000円</u> ／月
③預貯金額が2,500万円以上5,000万円未満	金 <u>40,000円</u> ／月
④5,000万円以上7,500万円未満	金 <u>50,000円</u> ／月
⑤7,500万円以上	金 <u>60,000円</u> ／月

※3 死後事務委任契約

本人が亡くなられた時に各種行政手続き、未納の支払い、火葬、納骨等を実施します。上記に対する報酬は200,000円です。

見守り契約期間中にお亡くなりになられた場合に備えて500,000円程度ある通帳及び印鑑をお預かりします。

上記1～3に伴う契約行為は公証役場にて公正証書にて契約締結を実施します。公正証書代は5～7万円かかります。